

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 29 年度第 1 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 2 日（金）15 時 00 分～16 時 30 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 24 名、定足数 13 名
4. 出席理事数 18 名
（出席）下田智久、山口喜久二、鈴木信二、山本 徹、中村 靖、平野宏一、
阿南 久、天ヶ瀬晴信、板波英一郎、臼杵孝一、大野泰雄、生越直仁、
清水 誠、鈴木康夫、田中 汎、宮崎修一、森 伸夫、山田英生
（欠席）石原健夫、駒村純一、武中大輔、橋本雅男、矢頭 徹、吉田武美
（出席監事）西本恭彦
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 平成 29 年度定時評議員会の開催に関する件
第 2 号議案 九州支部会費規程の改正について
第 3 号議案 理事、評議員に関する推薦・選任基準について
報告事項
1. 平成 28 年度事業報告(案)に関する件
2. 平成 28 年度収支決算(案)に関する件
3. 監事監査報告
業務執行報告
・ HACCP 導入手引書作成事業について
・ 表示広告の相談業務開始について
・ 機能性表示制度に係る規制改革会議からの答申について
・ 平成 30 年新春賀詞交歓会について
その他
6. 会議の概要
(1) 定足数の確認等
冒頭で事務局長から出席 18 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。
続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

第 1 号議案 平成 29 年度定時評議員会の開催に関する件

総務部長より第 1 号議案平成 29 年度定時評議員会の開催に関する件について説明があった。説明によると平成 29 年 6 月 20 日（火）15 時 00 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、平成 29 年度定時評議員会を以下の内容で開催したいというものである。

議 事 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告（案）に関する件

第 2 号議案 平成 28 年度収支決算（案）に関する件

第 3 号議案 監事監査報告

その他

報告事項 ・理事、評議員に関する推薦・選任基準について

業務執行報告・HACCP 導入手引書作成事業について

・表示広告の相談業務開始について

・機能性表示制度に係る規制改革会議からの答申について

・平成 30 年新春賀詞交歓会について

本議案については、特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決し、議長は事務局に定時評議員会開催の手続きを指示した。

第 2 号議案 九州支部会費規程の改正について

総務部長より、第 2 号議案 九州支部会費規程の改正について資料に基づき説明があった。

説明によると、当協会の九州支部は平成 24 年に設立され、設立以来会員数は 16 社と伸びていない状況である。現在、支部の正会員は協会の会員であるということが前提なので、年会費を 2 種類払わなければならないという状況である。そこで 29 年度から支部会員の会費を値下げし会員数の増をはかりたいという改正案が九州支部総会で決議された。値下げによる会費収入の減少は想定されるが、会員増と経費節減の内部努力をしていきたい。支部会費規程の改定は支部総会の決議を経て、理事会の決議により行うものであることから本日の理事会で諮ることとした。

九州支部会費規程についての改正箇所

（支部会費）

第 3 条 支部正会員及び支部賛助会員は、次の支部会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 支部正会員 ~~7~~30,000 円

(2) 支部賛助会員 ~~5~~10,000円

(支部会費の納入及び納期)

第4条 支部会員は、毎事業年度、前条の支部会費年額の~~2分の1を上期及び下期の年2回に分割して~~を納入するものとし、支部からの請求に基づき50日以内に納入しなければならない。但し、支部会員は納期の変更について申し出ることができる。

本議案については、特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 理事、評議員に関する推薦・選任基準について

事務局長より第3号議案 理事、評議員に関する推薦・選任基準について資料に基づき次の説明があった。

平成28年6月に行われた理事改選の際に評議員会の議長から、理事及び評議員の推薦基準について理事会で直し案を検討してほしいとの要望が出された。それを受け、本日、本理事会前に行われた業務執行理事会で見直し案を検討しその結果を本理事会に提出したものである。

見直し案の検討にあたり、保健衛生関係公益財団等21団体への調査を行った。その調査結果を参考に、まず、年齢制限については現在の推薦基準では「原則75歳とし任期中に75歳を超える場合は選任されない」となっているがこれまで任期中に75歳を超える者には適用しなかったという状況を踏まえ見直しにあたっては「75歳を超える者は選任しない」としたい。また、評議員については、任期が4年であることから理事との最長年齢を合わせて「73歳を超える者は選任しない」としたい。再任の制限については、各団体とも制限を設けておらず、これは制限を設けることが一概に団体運営に好影響を与えるとは考えられない。また、当協会は理事及び評議員の改選時に一定の新陳代謝もあるので、今回は理事及び評議員とも再任の制限を設けないこととしたい。推薦基準の適用範囲については、現在の推薦基準が公益財団法人移行前に定めたものであり団体等の推薦基準と選任基準が混在した表現となっているのでそれを整理し「推薦及び選任基準」と合わせて文言を整理したい。以上を基に作成した下記「理事、評議員に関する推薦・選任基準について」(案)を本日の業務執行理事会で検討し承認されたものである。今後の予定としては、理事会で承認されれば、6月20日開催の定時評議員会で説明し、平成30年6月の理事改選及び平成31年の評議員改選から適用したいと考えている。

理事、評議員に関する推薦・選任基準について（案）

理事、評議員に関する推薦・選任については原則として、以下の基準による。

- (1) 理事候補者の推薦枠として、3 団体(全日本健康自然食品協会、薬業健康食品研究会、健康と食品懇話会)は3名とし、CRN JAPAN は2名とする。その他4団体以外の団体にも必要に応じ理事候補推薦枠を設ける。
- (2) 評議員候補者の推薦枠として、3 団体(全日本健康自然食品協会、薬業健康食品研究会、健康と食品懇話会)は3名とし、CRN JAPAN は2名とする。その他4団体以外の団体にも必要に応じ評議員候補推薦枠を設ける。
- (3) 協会の理事、評議員は、学識経験者、会員企業(代表または準ずるもの)、関係団体推薦者、及び消費者代表から選任する。
- (4) 理事は選任時に75歳を超える場合、評議員は任期の期間を考慮し選任時に73歳を超える場合は選任しない。
- (5) 学識経験者は、当協会の事業に密接に関係する学術分野で評価すべき実績のある者、及び関連行政経験者とする。
- (6) 同一会社からの就任は、理事または評議員のどちらか1名とする。

以上

平成29年6月2日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
業務執行理事会

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

理事： 各団体推薦枠や学識経験者枠、協会推薦枠の比率は明記しなくていいのか。

事務局長： 比率の明記はしていない。成松議長から要望のあった年齢制限とか再任制限等を検討し決めた推薦・選任基準案である。比率については、今後、役員候補選出委員会や評議員会で議論することとなる。

本議案については、他に特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決した。「理事、評議員に関する推薦・選任基準について」は6月20日開催の定時評議員会に報告し、次回の理事改選及び評議員改選から適用することとなった。

○報告事項

議長より、報告事項について説明の指示があり、総務部長より平成28年度事業報告（案）に関する件、事務局長より平成28年度収支決算（案）に関する件について報告があった。

平成28年度事業報告（案）に関する件については、主な点として、総務部関係は、理事会、評議員会の運営及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、

庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援、収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等、また食品保健指導養成講習会の実施と同資格の認定事業、及びフォローアップの事業を実施した。

健康食品部関係については、認定健康食品(JHFA)マークに関する事業においては認定事業のほか、認定健康食品(JHFA)マーク普及啓発体制強化の一環として、東京都健康食品データベースの活用に向けた取組みを開始し、現在 JHFA マーク製品保有企業に対しては、データベースへの登録の意向調査を実施中である。GMP製造所認定等に関する事業においては認定事業のほか、平成 28 年度の新しい試みとして「これからの健康食品 GMP を考える会」を立上げ、参加企業は 7 社で 29 年度も継続する。これまでの議論で、①国際基準とのハーモナイゼーション、②認証団体が 2 つ存在する現状、③健康食品 GMP の義務化、④健康食品への HACCP 導入義務化への対応があげられ、中長期的課題として①、目の解決すべき課題として④を中心に議論する方向となり、29 年度中に取り纏め何らかの提言を行う。健康食品安全性自主点検認証に関する事業においては認定事業のほか、健康食品の安全性に関する普及啓発事業および情報提供の一環として、「健康食品の安全性に関するセミナー」を開催、また会員専用のホームページで健康食品の安全性情報の収集方法の紹介を行った。

機能的食品部関係については、機能的表示食品の届出支援として 4 件の研究レビューを実施した。届出専門相談として、大阪商工会議所及び(公財)北海道科学技術総合振興センターでの個別相談会を含み、延べ 129 件の相談に対応した。また、健康食品産業協議会と連携し「機能的表示食品適正広告自主基準」の説明会を東京及び大阪で開催した。「機能的表示食品制度に関する研究会」はガイドライン研究会(参加企業 19 社)及び表示・広告研究会(参加企業 27 社)を立上げ、ガイドライン研究会の第 1 分科会では、会員企業を対象に届出後の消費者庁からの指摘事項についてのアンケート調査を実施するとともに、「平成 28 年度農林水産省食産業における機能的農産物活用促進事業 活用ガイドライン整備事業」として「機能的表示食品一届出資料作成の手引書」を 4000 部作成した。第 2 分科会では、会員企業から制度の課題に関する情報を収集し、機能的関与成分が不明確な食品の取扱い、機能的表示食品の対象者、届出手続き、データベース、機能的の根拠等について検討を行うとともに、健康食品産業協議会に適宜情報の提供を行った。また、表示・広告研究会では、機能的表示食品の表示・広告の適正化に向けて消費者庁による講演、「機能的表示食品適正広告自主基準」及び食品に関する広告規制についての検討、意見交換等を実施した。

特定保健用食品部関係については、申請支援として、事業者に対して、相談・申請書チェック・事務指導の実施、大阪と東京での講習会を実施した。特定保健用食品広告審査会については、審査会を 2 回実施し、審査結果を当協会ホームペ

ージに掲載するとともに、消費者庁、消費者委員会、厚生労働省に報告した。また、この審査を踏まえ、「『特定保健用食品』適正広告自主基準」の改定を実施した。その他、専門部会（技術部会、コミュニケーション部会、広告部会）活動の支援、出張セミナーや市場規模調査の実施、規制改革会議への対応として、規制改革会議推進室へ「わかりやすい表示」の要望とこれまでの検討内容を伝え、特定保健用食品部会員を対象に「審査の透明化」に関する現状を調査し取りまとめを行った。

栄養食品部関係については、申請支援として相談業務の実施のほか、特別用途食品制度の活用に関する研究会を運営し、日本流動食協会や日本メディカルニュートリション協議会とともに3つの分科会（えん下困難者用食品、総合栄養食品、低たんぱく質食品）と幹事会を4回開催した。内容としては、消費者庁「特別用途食品制度に関する検討会」に対し、各分科会の要望等を取りまとめるとともに、規格基準設定に関する情報提供等を行った。その結果、「特別用途食品の表示許可等について」の通知改正として、えん下困難者用食品にとろみ調整用食品が新たに導入され、今後新たな食品区分の追加や規格基準の見直しにつながった。また、流動食や介護食に関する情報提供を通じ厚生労働省医薬・生活衛生局、保険局、健康局との意見交換などを目的にした「食の勉強会」に毎月参画し情報交換を行った。日本流動食協会からの受託事業として、「2016年度流動食の生産量調査」を行った。

学術情報部関係については、「健康・栄養食品研究」をオープンアクセスのオンラインジャーナルとして刊行し、国立研究開発法人科学技術振興機構のJ-STAGEへ掲載し投稿数の増加を図った。健康食品相談業務としては、平成28年度は245件の相談があった。国内外の学術情報の収集、発信としては、IADSA（国際栄養補助食品業界団体連合会）年次総会に出席し、関連情報を収集するとともにコーデックス栄養部会・特殊用途食品部会等の報告書もホームページに掲載した。

渉外広報室関係については、会員への情報発信として、メールマガジンの配信、ホームページとスマートフォンサイトの運用、報道関係への対応としては、プレスリリースの発信、マスコミの取材対応、メディア懇談会を開催し報道関係者との意見交換を行った。普及・啓発活動として、協会ブランディングへ向けた検討を行った。また、農林水産省補助事業として、「機能性農産物等活用セミナー」を全国13ヶ所で開催した。（参加者1,789名）また、新たに、消費者庁と関係団体との「保健機能食品に関する意見交換会」を平成29年1月から毎月開催している。（事務局：当協会）とのことであった。

また、平成28年度収支決算（案）に関する件について、主な点として、事業収益については、会員の入会が少なかったことによる「受取入金金」の減少、昨年度、健康科学学会でセミナーを行ったことによる参加収益があったが、当年度は

それがなかったことによる「講習会セミナー事業収益」の減少、JHFAマーク許可数の減少による「JHFAマーク許可事業収益」の減少、平成25年度から27年度の3年間にわたって行っていた農林水産省受託事業の終了による「農水PJ受託収益」の減少、機能性表示食品の届出支援事業である機能性の研究レビューが減少したことによる「機能性評価関連事業収益」の減少等があったが、農林水産省補助事業を実施したことによる受取補助金等や、「安全性自主点検認証事業収益」、「業務受託収益」等の増益があった。また、経常費用では、人件費関連（役員報酬・給与手当・臨時雇用賃金・委託費等）の減少、「租税公課」、「諸謝金」、「支払手数料」等の減少があった。これらの結果、28年度は経常増減が1237万円余となり、前年度に比べ263万円余の増加となった。財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公1事業、公2事業、公3事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約86%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

続いて事業の平成28年度監事監査として、去る5月24日（水）に監事2名が定款第33条第2項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が監事よりなされた。説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

理事： 正味財産増減計算書を見ると機能性評価関連事業やJHFAマーク許可事業等の協会のメインとなる事業収益が減っており、それを農林水産省補助事業で補った形になっているが、今後はどのようにしていくのか。また、JHFAマーク表示は現在販売されている製品に表示されているものなのか、または販売されていない製品にも表示されているのか、その点の調査はしているのか。

事務局長： JHFAマーク表示料については、基本的に販売高に応じて徴収しているのですが、販売されていないものに表示されているということはない。

理事： すべて、販売が継続されている製品に表示されているということですね。もう1点の、今年度の事業実施についてはどのような計画なのか教えてもらいたい。

事務局長： 平成29年度の事業・予算は3月に承認してもらったが、その時点では農林水産省補助事業の収益を見込まない形で予算を立てている。その分、臨時職員の人件費を削減したり、今後、機能性表示食

品制度に関して様々な事前チェック体制を考えていくことになるので、
その中で一部収益を上げるということを考えている。

理事： 正味財産増減計算書には九州支部の収支も含まれているのか。

事務局長： 含まれています。

本報告について、意見を求めたところ、特段の意見もなく、平成 28 年度事業報告（案）及び平成 28 年度収支決算（案）については、定時評議員会に諮ることとされた。

○業務執行報告

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告があり、続いて各担当者に説明するよう指示をした。

- ・ HACCP 導入手引書作成事業について
- ・ 表示広告の相談業務開始について
- ・ 機能性表示制度に係る規制改革会議からの答申について
- ・ 平成 30 年新春賀詞交歓会について

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

理事： 表示広告の相談業務の相談料はいくらにするか考えているのか。

健康食品部長： 試行時は会員限定で相談料を無料とすることになっているが、それを進める中で、相談内容や負担等を吟味して料金を決めたいと考えている。

理事： 厚生労働省で HACCP 導入を義務化する方針を示したということだが、その中で 2 つの基準（基準 A と基準 B）を設けている。その中の基準 B をパスしたということが HACCP に適合しているということにはならないのだが、その場合の表示はどのようになるのか。その点を明確にしておかないと誤解を与えることになる。

健康食品部長： これについては、厚生労働省の方針がはっきりわかっていない。工場側からすると基準 A、B というレッテルを貼られるのは抵抗があるかもしれない。しかし、これは表示の話ではなく地方自治体の監視員による監査で適用される工場の種別の話だと認識している。厚生労働省からは明確な答えをもらっていない。

事務局長： 補足だが、HACCP を食品衛生法の中で義務化をするということは、表示をするということではなく、それを通っていないものは食品衛生法で認められないものという考えということだ。いわゆる HACCP を飲食店等の食品すべてのフードチェーンにかけ、すべて HACCP をとらなければならないことにすると落ちこぼれが出てきてしまう。そこで、B というのを作りその中にすべて入れてほし

いということだ。健康食品の場合は GMP をとっていけば A ということになる。A にできないところはまず B ということにして、ものを作れない状態を避けるようにする。協会としては基本的にすべて A になるよう GMP を取ってもらう形を目指している。細かい運用に関しては今後、協会と厚生労働省で検討を進めて行く予定だ。

理事： 輸出をする場合、外国の行政機関に承認してもらうため、HACCP の証明書を提出して、それが基準 B だったら、外国の行政機関から日本の HACCP は信用できないと思われるようなことがあったらまずいのではないか。A に合格したのか B に合格したのかを明確に表示をしておく必要がある。

事務局長： その点も話題となった。今の日本の GMP は国が認めているものではないので、アメリカは cGMP をとっていなければ認めないとしている。なので、HACCP の A をとったら、それは世界標準なので cGMP をとらなくてもいいという形にしてほしい、その点は国の仕事なのでうまく調整してほしいといっている。

本報告について、意見を求めたところ、他に特段の意見もなく報告は終了した。業務執行報告の終了後、田中汎理事より本日の通常理事会をもって理事辞任の申し出があり、出席理事全員一致で了承された。

後任については、推薦団体である健康と食品懇話会から後日推薦させてもらいたいとのことであった。

この申し出を受け、議長より健康と食品懇話会から推薦された理事候補者の選任については、20 日に開催される定時評議員会に諮ることとした。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。